

# 特定非営利活動法人日本食道学会 食道科認定医制度規則 施行細則

## 第1章 総則

第1条 この法人（以下、「本学会」という）における食道科認定医制度規則の資格認定の施行にあたり、規則に定められた以外の事項についてはこの施行細則の規定に従うものとする。

第2条 この施行細則は、食道科認定医（以下「認定医」という）の認定あるいは更新を行う場合において適用する。

## 第2章 部会

第3条 食道科認定医認定部会（以下「本部会」という）は規則第3条第2項を遂行するために、次の各号の業務を管掌する。

- (1) 申請資格の審査
- (2) 認定審査，更新審査
- (3) 申請資格および認定審査に必要な調査
- (4) その他、本制度の資格認定業務に必要な事項

第4条 本部会の定数は、部会長と副部会長を除き12名以下とする。

外科6名を北海道・東北（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島の各県）、関東（東京・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川の各都県）、中部（富山・石川・福井・新潟・長野・山梨・岐阜・静岡・愛知・三重の各県）、近畿（京都・大阪・滋賀・兵庫・奈良・和歌山の各府県）、中国・四国（鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知の各県）、九州（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島各県）・沖縄各地区に地域的配分し、その他6名を内科2名、放射線科およびその他の臨床科2名、病理および基礎系2名を専門分野別に配分する。

第5条 本部会は次の各号の要項に従って運営される。

- (1) 部会の成立は部会員現在数の2/3以上とし、文書による委任を認める。
- (2) 議事は出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は部会長がこれを決する。
- (3) 議事録は部会長が作成し、部会長および議事録署名人（出席部会員2名）の署名の後事務局に保管する。

## 第3章 認定医の認定

### 第1節 審査と認定

第6条 本部会は毎年、次の年度の認定医の認定業務に関する要綱を決定し、ホームページなどによって会員に公告する。

2. 認定医の認定業務は、申請の行われた年の12月31日までに完了しなければならない。

第7条 認定医の申請ならびに更新に関する審査は、書類によって行う。

2. 本部会は、申請書類の正本を本学会事務局に受理した日から5年間保管する。

第8条 本部会は、書類審査により申請者の認定医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い理事長に答申する。

2. 理事会は、専門医制度委員会の報告に基づいて申請者を認定する。

3. 理事長は、理事会の決定に基づいて認定証を発行する。

4. 理事長は、認定されなかった申請者に対し、その理由書を発行する。

## 第2節 認定医の申請

第9条 認定医の認定を申請する者は、審査を受けようとする年の本学会が指定する申請期間内に必ず認定医申請書類の提出を完了しなければならない。

2. 更新のため認定医の認定を申請する者は、審査を受けようとする年の本学会が指定する申請期間内に必ず認定医更新申請書類の提出を完了しなければならない。

第10条 認定医の認定を申請する者は、手数料として20,000円を納付しなければならない。

2. 認定医の更新を申請する者は、手数料として10,000円を納付しなければならない。

3. 既納の手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第11条 認定医申請者あるいは認定医更新申請者は、次の各号に定められた診療経験を有していなければならない。

(1) 認定医の認定あるいは認定医の更新を申請する前の5年間に25例以上の食道疾患症例の診療経験をもって申請資格とし、審査の対象とする。

(2) 診療経験とは治療および検査をいい、定められた書式に従って診療内容を診療内容一覧表に記載する。

第12条 認定医申請者は、次の各号に定められた業績（研究業績と研修実績）を有していなければならない。

(1) 申請に必要な研究業績とは、認定医申請前の5年間に研究業績点数表（下記）に基づく算定により10点以上の研究業績を有していることを証明できる者でなければならない。

ただし、この研究業績は、基礎と臨床にかかわらず食道に関するものでなければならない。この業績は「専門医制度関連審査のための業績基準」で認められた医学雑誌、または学術集會に発表されたものでなければならない。

(2) 申請に必要な研修実績とは、認定医申請前の5年間に、本部会が定めた諸学会の学術集會またはこれらが主催する教育セミナーへの出席を、研修実績点数表（下記）に基づく算定により15点以上の研修実績を有していることを参加証または修了証もしくはこれに準ずる証書によって証明できるものでなければならない。

ただし、この研修実績には日本食道学会学術集會への参加1回以上、日本食道学会の主催するセミナー受講1回以上を含まなければならない。

(3) 認定医更新申請者は、申請時において認定医の更新を申請する前の5年間に、研究業績と研修実績の合計が25点以上であることが証明できる者でなければならない。

ただし、この研修実績には日本食道学会学術集会への参加1回以上、日本食道学会の主催するセミナー受講1回以上を含まなければならない。

(4) 認定の更新に関する復活制度を下記のごとく定める。

認定医の更新時に業績、すなわち研究業績と研修実績の合計が25点未満で更新できなかった者は、認定医の資格喪失後であっても直近5年間の業績が25点に達した時点で、再申請により認定医の資格を再び得ることができる。

研究業績点数表（論文、学会発表）

|       | 機関誌<br>Esophagus | 欧文<br>論文 | 和文<br>論文 | 日本食道学会<br>国際食道疾患会議 | 国内学会<br>国際学会 | 日本食道学会<br>座長 |
|-------|------------------|----------|----------|--------------------|--------------|--------------|
| 筆頭発表者 | 15               | 10       | 5        | 5                  | 3            | 3            |
| 共同発表者 | 5                | 2        | 1        | 1                  | 1            | —            |

研修実績点数表（学会出席、セミナー受講）

|        | 日本食道学会<br>国際食道疾患会議 | 国内および国際学会 |
|--------|--------------------|-----------|
| 学術集会   | 5                  | 3         |
| 教育セミナー | 5*                 | 3**       |

\*：日本食道学会主催のセミナー，日本消化器外科学会ならびに日本胸部外科学会における食道関連教育セミナーは5点

\*\*：食道に関する内容を含む教育セミナー

第13条 日本食道学会食道科認定医制度規則による認定医審査のための業績基準は別に定める。

2. 業績基準は本部会ならびに専門医制度委員会の審査を経て、理事会で決定する。

#### 第4章 認定料

第14条 はじめて認定医認定証の交付を受ける者は認定料として、20,000円を納付しなければならない。

2. 認定医認定証の更新を受ける者は更新認定料として、10,000円を納付しなければならない。

3. 既納の認定料はいかなる理由があっても返却しない。

#### 第5章 細則の変更

第15条 この施行細則は、本部会の勧告により専門医制度委員会および理事会の議を経て変更または廃止することができる。

## 附則

- (1) この規則は、平成 19 年 6 月 21 日から施行する。
- (2) この規則は、平成 23 年 9 月 26 日から改定する。
- (3) この規則は、平成 24 年 3 月 27 日から改定する。
- (4) この規則は、平成 25 年 11 月 17 日から改定する。
- (5) この規則は、令和 2 年 5 月 27 日から改定する。
- (6) この規則は、令和 3 年 5 月 31 日から改定する。
- (7) この規則は、令和 6 年 9 月 10 日から改定する。
- (8) この規則は、令和 7 年 2 月 18 日から改定する。
- (9) この規則は、令和 7 年 9 月 2 日から改定する。
- (10) この規則は、令和 8 年 2 月 24 日から改定する。